

# 役員等の費用弁償および報酬に関する規定

社会福祉法人 京都保育センター

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人京都保育センターの定款(以下「定款」という)第8条および21条に基づき、社会福祉法人京都保育センター(以下「法人」という)の理事および評議員・監事(以下「役員」という)の費用の弁償および報酬について、必要な事項を定めるものとする。

## (報酬等の支給)

### 第2条

- (1) 役員については、業務に応じた報酬を支給する。賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 当法人の職員を兼ね、その施設の規定により給与を支給している役員は、その額を報酬とする。ただし、理事会への出席に関しては、他の役員と同じ扱いをする。
- (3) 交通費は、請求に応じて実費支給する。職務で出張した場合は、法人の旅費規定を準用する。
- (4) 支給方法は、報酬・交通費とも、当該年の各役員の出席回数に応じて、毎年12月に精算払いとする。

## (役員の報酬)

### 第3条

- (1) 法人役員が理事会・評議員会へ出席した場合は、2,000円を支給する。
- (2) 法人役員が施設式典へ出席し、法人挨拶を行った場合は、2,000円を支給する。
- (3) 法人役員が行政指導研修等へ出席した場合は、2,000円を支給する。
- (4) 法人役員が法人業務に関する会議、施設職員会議に出席した場合は、1時間2,000円の報酬を支給する。
- (5) 理事長の報酬は勤務実績に応じて、1時間2,000円を支給する。
- (6) 監事の監査、評議員選任・解任委員会への外部委員の出席、および苦情処理委員会への第三者委員の出席も、1時間2,000円を支給する。
- (7) 常勤職員である施設長を兼ねる理事が理事会に出席した場合は、理事会の出席回数に応じて、2,000円を加算する。
- (8) 常勤職員が法人新聞編集会議および理事会に出席した場合は、2,000円を支給する。

## (公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規定に定めるものの他、役員等の費用の弁償及び報酬に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。

(平成29年5月28日理事会の審議に付されたもの)

この規程は、平成31年3月10日の理事会で改正が承認された。

平成31年3月24日の評議員会で承認され、平成31年3月24日から施行する。